愛媛大学研究データポリシーの補足・解説

1. 目的

本ポリシーは、愛媛大学（以下「本学」という。）における研究データの管理・保存・公開および利活用の基本方針を定めることにより、オープンサイエンスを推進するとともに、研究の健全性と公正性を確保し、基礎科学の推進と応用科学の展開を図り、知の継承・創造・統合に向けた学術研究の実践を目指すものである。

（1）ポリシー策定の背景と目的

愛媛大学（以下「本学」という。）では、愛媛大学憲章の基本目標（研究）の一つとして、「愛媛大学は、基礎科学の推進と応用科学の展開を図り、知の継承・創造・統合に向けた学術研究を実践する。」と謳っており、その根幹となる研究データの適切な管理・保存・公開が重要である。

近年では、データ駆動型科学が広く進展し多様な成果を生み出す中で、その中核ともいえるオープンサイエンスの推進が肝要であり、研究データを科学者コミュニティで積極的に共有し、最大限利活用することが求められている。一方、研究活動のオープン化・国際化が進展する中で、資金や環境、信頼等の社会的負託を受けて行う研究活動において、健全性と公正性を確保するため、研究者には透明性の向上や研究成果に対する説明責任が求められている。

以上の背景から、本学におけるオープンサイエンスの推進ならびに研究の健全性と公正性の確保を図るため、研究データの管理・保存・公開および利活用の基本方針である”愛媛大学研究データポリシー”（以下「本ポリシー」という。）を制定するものである。

（2）法令、契約、本学が定める規程等の遵守

研究データの管理・保存・公開および利活用にあたっては、法令、契約または本学が定める規程等を遵守する必要がある。本学が定める規程等は、別表 1 にまとめた。

２．研究データの定義
　本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、本学における研究や教育等の活動を通じて収集または生成されたあらゆるデータをいう。

（1）研究データとは、研究や教育等の活動を通じて取り扱うデータをいう。デジタルか否かは問わず、以下のものが含まれる。

①研究や教育等の活動において収集または生成された一次データ（測定データ、画像情報等）

②一次データを分析、処理して生成されたデータ（加工データや解析データ等）

③上記データの収集や生成の段階で作成された記録（実験ノート、質問票等）に記載された情報

④上記のデータを用いて作成された成果（論文や講演資料等）に記載された情報

なお、分野によって取り扱うデータは異なるため、各部局等において詳細な具体例を示すことが望ましい。

（2）本ポリシーが対象とする研究データとは、本学との雇用関係の有無に関わらず、本学において研究や教育等の活動を行った者が、その経過または結果において収集または生成したデータのみならず、現に本学において研究や教育等の活動を行う者が、過去に在籍した機関において収集または生成したデータを含む。ただし、法令や契約等により、本学での管理・保存・公開に制約がある場合はこの限りではない。

（3）研究データのメタデータについては、令和３年４月27日の統合イノベーション戦略推進会議の「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」で提示された「メタデータの共通項目」を基礎として、各部局等でガイドラインを定めることが望ましい。

　また、研究や教育等の活動に用いられた有体物等（試料、標本等）は、新たな観察・分析を行うことで、別の情報が得られる可能性があることから、潜在的にデータが蓄積されているとみなし、その有体物等の持つ情報（例：組成、形状、採取場所、精製方法など）も、メタデータとして管理・保存・公開することが望ましい。

３．研究者等の責務

本学の構成員であって、研究や教育等の活動に携わる者（以下、「研究者等」という。）は、研究データに対し可能な限りメタデータを付与すること等により、研究データを適切に管理・保存し、広く社会に公開して、その利活用を促進するものとする。

(1) 本ポリシーにおいて、「構成員」には、本学と雇用関係にある者のみならず、本学が定める規程に基づき、本学に受け入れた学生及び研究員等を含む。また、「研究や教育等の活動に携わる者」の具体的な範囲は、各分野の特性や実施体制等を踏まえ、各部局等において定めるものとする。

(2) 研究データの管理・保存とは、研究の開始前から終了までの様々な過程で、どのようなデータを収集･生成するか、また、それらのデータをどのように取り扱うかを研究者等自身が定め、これを実践することである。ただしこれらは、法令、契約および本学の定める規程等を考慮してなされなければならず、各部局等の基準・具体例が示されることが望ましい。

(3)「国立大学法人愛媛大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程」（平成 27 年 4 月 1 日から適用）では、論文発表後、資料については 10 年間、試料については 5 年間の保存が原則となっており、蓄積された研究データは、それを収集・生成した者が適切に管理・保存・公開する。

(4) 将来的に保存しない、公開しないと予測されるデータについても、それらのデータを使用している期間中は、適切に管理する必要がある。

(5) すべての研究データについて、可能な限りメタデータを付与することが望ましい。これにより、データ自体のデジタル・非デジタルを問わず、必要な場合に共有･相互運用を可能とするだけでなく、適切な管理によるデータの保護を可能とするなど、研究データに関する本学の一元的な組織的対応を担保することになる。

(6) 本ポリシーにおいて、「研究データの公開」とは、任意の者に利活用可能な状態で研究データを供することをいう。また、「研究データの共有」とは、限定された者に利活用可能な状態で研究データを供することをいう。

(7)「研究データの公開」または「研究データの共有」の可否、態様および時期については、原則として、当該研究データを収集または生成した者が、研究分野の特性等を踏まえ判断するものとし、判断に迷う場合は、所属する部局等に問い合わせる。なお、

各部局等の担当者は、必要に応じて、別表 1 に示す規程等を所掌する担当窓口に問い合わせ、適切に回答する。

(8) 研究者等は、法令、契約または本学が定める規程等に反しない範囲において、研究データを可能な限り社会に公開し、その利活用を促進するものとする。

(9) 公開にあたり考慮が必要なデータについて、別表 2 に例を示す。

(10) データの公開にあたっては、可能な限り、FAIR 原則(※以下を参照)による公開を目指すものとする。このことにより、様々なデータが、一つの研究成果だけにとどまらず、より広範な、新たな知識の創生に寄与する可能性を拡げることになる。

※公式日本語訳

"FAIR 原則（「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳）" (2019).
https://doi.org/10.18908/a.2019112601

4. 大学の責務

本学は、研究データの管理・保存・公開および利活用を支援する環境を研究者等に提供するものとする。

本学は、研究者等が収集または生成した研究データを、適切に管理・保存・公開して利活用できるように、以下の支援等ならびに研究データ管理・保存・公開の環境を整備する。

①研究データの管理・保存に関する計画や行動の支援
②研究データに関する契約、法務等の支援
③研究データを用いた共同研究や産学連携、アウトリーチ、授業等での利活用の支援
④研究データのメタデータ作成の支援
⑤研究データの管理・保存・公開の取組みの奨励と実績の評価
⑥研究データの管理・保存・公開および利活用に関する規程・要項等の制定
⑦研究データの管理・保存・公開および利活用の啓発
⑧研究データを管理・保存するためのデータプラットフォームの整備
⑨研究データを公開するためのデータリポジトリ（機関リポジトリ等）の整備

本補足・解説は必要に応じて改正する。

【別表 1】研究データ管理・保存・公開に関連する本学が定める規程等および担当窓口

規程等名	担当窓口
国立大学法人愛媛大学法人文書管理規則	総務部総務課
国立大学法人愛媛大学個人情報管理規則	総務部総務課
愛媛大学動物実験規則	研究・産学連携支援部研究・産学連携課 医学部研究協力課
国立大学法人愛媛大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程	研究・産学連携支援部研究・産学連携課
国立大学法人愛媛大学安全保障輸出管理規程	研究・産学連携支援部研究・産学連携課
愛媛大学遺伝子組換え実験安全管理規程	研究・産学連携支援部研究・産学連携課
国立大学法人愛媛大学情報公開取扱規程	総務部総務課
国立大学法人愛媛大学知的財産権規程	研究・産学連携支援部研究・産学連携課
愛媛大学情報セキュリティ等関連規程	情報推進課
その他、各研究分野等における関係規則	各担当部署

【別表２】公開にあたり考慮が必要な研究データ（例）

・安全保障輸出管理の対象となる研究データ ・研究成果の商用化・産業化を目的として収集された研究データ ・共同研究契約等で研究成果の公開に制限がある研究データ ・個人のプライバシーの観点から保護が必要な研究データ ・財産的価値の観点から保護が必要な研究データ